

お知らせ

12月4日～10日 人権週間

法務省と全国人権擁護委員連合会では、12月4日～10日を「第77回人権週間」と定め、人権尊重思想の普及高揚を目的に啓発活動を全国的に展開しています。

「人権問題ではないだろうか」と感じていることや、子どものいじめ問題での悩みごとなどがありましたら、法務局へ相談してください。

人権相談所を開設します

■日時 12月4日(木)～10日(水)
10:00～16:00
※土・日曜日を除く

■場所 千葉地方法務局佐倉支局
＜佐倉市表町1-20-11＞

☎ 千葉地方法務局佐倉支局
☎ 043(484)1222

12月10日～16日 北朝鮮人権侵害問題啓発週間

北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深め、国際社会と連携しながら問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が平成18年に施行されました。

一人ひとりが、この問題について関心を持ち、認識を深めましょう。

詳しくは、法務省ホームページをご覧ください。



☎ 市民活動推進課 ☎ (93) 1117

12月10日～19日 冬の交通安全運動

飲酒運転は絶対しない、させない、許さない

年末は、飲酒の機会が増え、飲酒運転による交通事故の発生が懸念されます。さらに、この時期は、日没が早く日の出も遅いことから、夕暮れ・夜間・明け方の交通事故の増加も心配されます。一人ひとりが交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践し、交通事故防止を心がけましょう。

☎ 県くらし安全推進課
☎ 043(223)2263

年末年始特別警戒を実施します

年末年始は、人の動きが慌ただしく、思いがけない犯罪に遭いやすい時期です。市と市防犯指導員連合会では、成田警察署と連携しながら、防犯を呼びかけます。青色回転灯を搭載した防犯パトロール車両によるパトロール活動も、市内全域で実施しています。

一人ひとりが防犯対策の見直しを

○空き巣を防ぐために、短い外出でも必ず施錠して、窓には補助錠や防犯フィルムを付けましょう。

○自転車盗を防ぐために、必ず鍵をかけるほか、もう一つ別の鍵をかけて、ツーロックを実施しましょう。

○「電話 de 詐欺(振り込め詐欺など)」を防ぐために、在宅中でも留守番電話を設定しましょう。また、不安なときや被害にあったときは、1人で判断せず、家族や警察に相談しましょう。

☎ 市防犯指導員連合会事務局
(市民活動推進課内)
☎ (93) 1117

労働力調査(統計調査)



総務省統計局と千葉県では、毎月、労働力調査を実施しています。対象となった世帯には、調査員が伺いますので、調査へのご回答をお願いします。

■調査対象 七栄地区の一部の世帯

■調査期間 令和8年1月～4月

※調査員は、千葉県知事発行の調査員証を携帯していますので、ご確認ください。

☎ 県総合企画部統計課
☎ 043(223)2220

臨時休館のお知らせ

全館清掃作業を行うため、臨時休館とさせていただきます。

北部コミュニティセンター

■臨時休館日

令和8年1月17日(土)・18日(日)

■注意事項 窓口・電話での問い合わせ、図書の貸出・返却もできません。

中部ふれあいセンター

■臨時休館日

令和8年2月1日(日)

■注意事項 窓口・電話での問い合わせもできません。

ご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願いします。

☎ 市民活動推進課 ☎ (93) 1117

有料広告枠

「広報とみさと」に広告をのせてみませんか？

詳しくは問い合わせてください。

【問合せ先】広報情報課 ☎ (93) 3895

有料広告スペース

有料広告枠

有料広告スペース